

令和8年8月10日宣告

令和7年（わ）第99号、同第129号 詐欺被告事件

主 文

被告人を懲役5年に処する。

5 未決勾留日数中310日をその刑に算入する。

理 由

【犯罪事実】

第1

被告人は、A、B、C、D及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして
10 現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月18日頃から同月22日頃までの間、検察
官になりすました氏名不詳者が、佐賀市（住所省略）E方にいた同人（当時68歳）
に対し、携帯電話機のアプリケーションソフトの通話機能を用いて、通話の相手が検
察官であり、Eに逮捕状が出ており、逮捕を免れるためには、同人の現金をジャフィ
ックの職員に預ける必要がある旨うそを言い、さらに、同日、被告人が、前記E方に
15 おいて、同人に対し、前記職員になりすまして対応し、Eを、前記調査のために現金
を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所において、同人から現金1億410
0万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

第2

被告人は、A、B、C、D及び氏名不詳者らと共謀の上、警察官等になりすまして
20 現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月24日頃から同月26日頃までの間、警察
官等になりすました氏名不詳者らが、長野県安曇野市（住所省略）F方にいた同人（当
時74歳）に電話をかけるなどし、電話の相手が警察官等であり、前記Fに特殊詐欺
の疑いがあり、逮捕を免れるためには預貯金を全て提出する必要があるため、引き出
した現金をGに置いてほしい旨うそを言い、同人にその旨誤信させ、よって、同日、
25 同人に現金1444万3029円在中のリュックサックを同県松本市（住所省略）の
前記Gに置かせ、その頃、同所において、被告人が前記現金在中のリュックサックを

回収して受け取り、もって人を欺いて財物を交付させた。

第3

被告人は、A、B、C、D及び氏名不詳者らと共謀の上、検察官等になりすまして現金をだまし取ろうと考え、令和7年3月22日頃から同月27日頃までの間、検
5 官になりすました氏名不詳者が、前記E方にいた同人に対し、前記通話機能を用いて、通話の相手が検察官であり、預けた現金を早期に返してもらうには裁判所に保証金を預ける必要があり、同保証金をジャフィックの職員に渡してほしい旨うそを言い、さらに、同日、被告人が、前記E方において、同人に対し、前記職員になりすまして対応し、Eを、前記保証金として現金を預かるものと誤信させ、よって、その頃、同所
10 において、同人から現金6000万円の交付を受け、もって人を欺いて財物を交付させた。

【事実認定の補足説明】

1 被告人は、判示第1の犯行について、詐欺に関与しているとは知らず、受け取った物の中身が現金であることも知らなかった旨供述し、弁護人も、被告人の供述に
15 沿い、判示第1の犯行について、被告人には詐欺の故意及び共謀がなく、無罪である旨主張する。

2 関係証拠によれば、以下の事実が認められる。

(1) Dは、令和7年3月上旬頃から中旬頃に、Aを連れて被告人方を訪れ、被告人
20 に対し、Aを紹介するとともに、荷物を受け取りに行く仕事を依頼したが、その場では仕事内容についての詳細な説明はなかった。

(2) その後、Aは、Dから、被告人の面倒を見てほしい旨言われていたことから、判示第1の犯行の前までに、被告人方を訪れ、食事代を渡したり、日用品を購入したりするなど被告人の身の回りの世話をすることがあった。

(3) 被告人は、令和7年3月21日、当時居住していた横浜から、Aとともに新幹
25 線で博多駅まで向かい、Aとともにホテルに宿泊したところ、その交通費や宿泊費はすべてAが負担した。また、被告人は、その頃には、仕事の報酬が少なくとも2万円

程度であると理解していた。

(4) 被告人は、同月 22 日、A とともに、博多駅から電車で佐賀駅まで移動し、E 方付近に到着した。被告人は、イヤホンを着用した状態で、H なる人物から指示を受けながら、E 方へ向かったが、その際、A とは、E 方付近で別れ、1 人で E 方を訪れた。

(5) 被告人は、E 方で、ジャフィックなどという組織の職員であると名乗り、E（当時 68 歳）から、合計 1 億 4100 万円の現金が入ったエコバッグ 2 つを受け取った。

3 前記認定事実を踏まえて検討すると、被告人が依頼された荷物を受け取る仕事に関して、横浜市内に住む被告人を佐賀市まで連れて行き、交通費や宿泊費等の経費に加え、犯行に至るまでの間の身の回りの世話をするなどの経済的な負担をした上で、仕事の報酬として 2 万円を支払うこととなっていたという事情が認められ（前記 2(2)(3)）、合法的な荷物の受取の代行の仕事として経済的合理性は全くない。また、A が、自らも、横浜から佐賀までの交通費や宿泊費等の費用を負担して E 方付近まで同行していたにもかかわらず、実際に E 方を訪れることなく、被告人を 1 人で E 方に向かわせている点（前記 2(3)(4)）も、非常に不自然であり、被告人が受け取ろうとしている荷物が犯罪に関わる物品であって、摘発されるリスクがあると理解できる状況にあったといえる。加えて、被告人は、面識のない指示役とイヤホンで通話をして指示を受けながら、高齢の被害者と対面して、ジャフィックなどという組織の調査員を名乗ったのであり（前記 2(4)(5)）、身に覚えのない肩書を名乗って、高齢の女性から荷物を受け取るという本件の客観的態様は、まさに特殊詐欺の受け子として、被害者から現金等の金品を詐取しようとする行動であるといえる。以上のような事情からすれば、E から荷物を受け取るという仕事の内容が、特殊詐欺を含む犯罪であることを十分想起し得る状況にあったということができ、被告人には、判示第 1 の当時、少なくとも本件の仕事が詐欺かもしれないとの認識はあったものと強く推認される。

25 これに対し、被告人は、「オレ詐欺とか流行っている」などと詐欺の可能性も考えた上で、D に対して「変な仕事じゃないだろうな」と確認し、D からそんな仕事では

ない旨説明を受けたなどと供述している。しかしながら、被告人は、詐欺の可能性を考えたなどと言いながら、D及びAに対し、荷物の中身や会社名といった仕事の詳細については一切確認しておらず、前記のような代行で荷物を受け取る仕事としては不自然な事情についても追及していないというのであって、その供述内容は不自然であり、信用できない。弁護人のその他の主張についても、前記推認を妨げるようなものは認められない。

したがって、被告人には、判示第1の犯行につき、詐欺罪の故意及び共謀があったものと認められる。

【量刑の理由】

10 本件各犯行の態様は、いずれも、氏名不詳者らが、検察官や警察官をかたり、被害者が特殊詐欺の犯人であると疑われており、身体拘束をされるなどとうそをつき、被害者に守秘義務やインターネットの利用禁止などの条件を遵守させ、被害者が周囲に相談したり、自ら詐欺に気づいたりする機会を奪った上で、被害者から現金をだまし取るというもので、計画的に敢行された巧妙かつ狡猾な犯行といえる。本件各犯行により、2名の被害者が合計2億円以上の現金を奪われており、同種事案と比しても被害額は極めて高額である。本件各犯行は、被害者に電話をかける架け子、現金を受け取る受け子、現場における見張り役、現金を回収する回収役等、多数の共犯者が役割を分担して行われた組織的犯行であるところ、被告人は、本件各犯行にいずれも受け子として関与しており、犯行に必要不可欠な役割を担っていたといえる。また、被告人は、前科16犯を有し、直近では前記累犯前科2犯を有しながら、前刑の服役後2年も経ないうちに、報酬目当てで安易に本件各犯行に加担しており、その動機、経緯に特段酌むべきものはない。

他方、判示第1の犯行当時、被告人が仕事の内容を詐欺であると確定的に認識していたとまでは認められず、未必的な故意を認定できるととどまる。また、被告人が検挙される可能性の高い危険な受け子を担わされていたことや、その報酬額に照らすと、被告人は、組織内において最も下位の立場であり、専ら共犯者の指示を受けて従属的

に行動していたにすぎないことが認められる。これらの事情は、犯情において、相応に考慮すべきである。

以上の犯情に加え、被告人が、判示第2、第3の事実については認めた上で、被告人なりに反省の言葉を述べていること、前記のとおり多数の前科を有しながらも詐欺
5 の前科は有さず、また、平成12年以降に限れば財産犯の前科も有さないこと、現在
71歳と高齢であること、その他被告人にとって有利な一般情状も認められるから、
これらの事情をも最大限に考慮し、被告人を主文の刑に処することが相当と判断した。
(検察官の求刑：懲役8年)

令和8年8月10日

10 佐賀地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 山 田 直 之

15

裁判官 柴 田 大

20

裁判官 有 水 志 帆